

收受

31.2.13

藤沢市議会
事務局

陳情30第28号

写

Date

No.

藤沢市議会の政務活動費の透明性を高めるための陳情

陳情項目

政務活動費の透明性を高めるため監査委員の監査並びに市議会事務局総務課のチェックを強めようとして下さい。

陳情理由

政務活動費(調査)費は平成13年度より支給することが、法律で認められた現

在に至つて、その使用目的は地方自治法において、議員活動に資する

ものに使われなければならぬ。また公金である以上監査を受けている。

↙

有効とした監査年度は平成(17・19・21・23・25・29),

地方自治法199条の2の規定により無効とした監査年度は平成(13・15・27)

監査を受けた年度は平成(14・16・18・20・22・24・26・28)である。地方

自治法によれば「監査委員は毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて監査

を行なわなければならない」となつていい。市議会は法律に照らして、なぜ毎会計

年度監査を受けないのである。同100条16項によれば、議長は、政務活

動費について、その使途の透明性の確保に努めることでいいが実際

にどのように透明性の確保に努めたのであるか教えて下さい。

また、「政務活動費の年引」によれば、2年毎に本市の監査委員による監査

を受けることにしているが、なぜ外部監査では、ためなのですか。

教えて下さい。またよく聞く調べると、2年毎といふのは、2年分を統めて監査を行っているのではなく、奇数年度だけ監査をし、偶数年度は監査を行っていない。これで透明性が確保されているってそういうのでしょうか。法律上照らして可笑いと思いませんが、平成13～29年度まで17年間支給された政務活動(調査)費は6億8千百万円(年平均約4千万円)です。金額的に考えるならば2億4千万円が監査を受け、4億4千万円が監査を受けないで、市議会議員を使つてのものです。これで透明性の確保に努めたってそういうのでしょうか。一般に町内会費200円、300円、の町内会でも毎年監査を行つています。また会計と監査は別人です。市議会の一人会派はどうしているか教えて下さい。私は数年前政務活動(調査)費をチェックしました(左方、例えは、大蔵院の入学金、授業料など)の一部に政務活動費が支出したものがありました。これなど議員活動に資するの?という疑問に思います。自己啓発ではないでしょうか。賃貸借契約書にも貸り立場所の記載のないものがあります(下)。北澤は許可されました。自動車のガソリン代などにも不明な点がありましたが、機会があれば

については疑義を呈するかその他にも多多あります(下)。機会があればなんらかの方法で発表したいと思います。藤沢市の「法とモラル」はどうな

ているので丁か。-

最後に個人的考え方ですが、政務活動費の透明性確保について、
どうしたらよいか、提言します。

① 領収書のインターネットの公開

② 外部監査の導入 及び年1回以上の監査

③ 観察報告書の公開(申請1ヶ月(自由に閲覧))

④ 事務所の賃貸借契約書の公開(申請1ヶ月(自由に閲覧))

2019年2月13日

住所 藤沢市鵠沼松木岡 3-12-15

氏名 塚口 永泰

藤沢市議会議長

松下賢一郎様

